

## 業務従事者届のご案内

### 業務従事者届とは

▶ 法律の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の資格をお持ちで、資格に係る業務に従事している方は、2年に一度、12月31日現在の就業状況を就業地の都道府県に届出が必要です。令和4年は当該届出の実施年です。

### 届出方法

#### (1) オンラインによる届出

パソコン、スマートフォンを利用してインターネットから届出が可能です。

オンラインシステムへのアクセス方法や操作マニュアル等については、厚生労働省HPをご確認ください。

[URL]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html)



#### (2) 紙媒体による届出

届出用紙は島根県HPよりダウンロードいただき、就業地を管轄する保健所へ提出してください。

※就業地が安来市の場合は安来市いきいき健康課

[URL]

[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryuu/kango\\_kakuho/gyoumuzyuuzisya\\_nurse\\_dental.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryuu/kango_kakuho/gyoumuzyuuzisya_nurse_dental.html)



### 提出期限

令和5年1月16日(月)



# オンライン届出のご案内

- ▶ 業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

## オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



## オンライン届出のメリット

### ● 医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

### ● 事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。